

平成 13 年 9 月 17 日

アクサダイレクト
損害サービス係
西浜 様

問い合わせ番号: 0807131 小林宗明

ご連絡

このたびの事故（平成 13 年 8 月 7 日深夜 1 時 20 分発生）については、被害者である私・小林宗明（現在はミニマルヤマ・丸山和夫氏に代理交渉を委任）と御社との間で示談交渉を行なってまいりましたが、平行線状態が続いたまま今日に至っております。

今般やむを得ず、公共の紛争処理機関である財団法人交通事故紛争処理センターに、後々、本件の解決をお願いすることにしましたので、ご連絡いたします。

同センター（東京本部）には平成 13 年 9 月 11 日に電話をし、最初の相談日の予約をしました。混み合っているため、御社側の訪所に関してはまだ先になります。

なお、私は本件に関して、早期解決を望んでおります。御社から誠意あるご回答がいただければ、今後の対応について可能な限り考慮いたします。

参考のため、私からの主張を以下に記しておきます。

記

- 御社からは「被害車両は全損。支払額は 35 万円」と提示されているが、私としてはこの「全損」という扱いにも、金額にも不服である。
- 全損の理由として、御社は修理見積額約 80 万円が被害車両の時価額（35 万円相当と御社が設定）を上回るという点を挙げているが、この算出方法は不適である。
- なぜなら、被害車両は特別な旧式英国車をレストアしたものであり、車両の「再調達」には修理見積額以上の金額を必要とするからである。
- 根拠その 1。被害車両の取得価格は、平成 13 年 7 月時点で 40.7 万円であったが、これは懇意にしている友人の父親から譲り受けたものであり、年式と程度、走行距離、仕様装備（各種オプションパーツ、サンルーフなど）を考慮すると、この時点で約 60 万円の時価額があったと推定される。
- 根拠その 2。被害車両は取得後、総額 26.7 万円をかけて大規模なレストアを施している。しかも、レストアを終えて戻ってきたのは、事故発生日の 3 日前（実質 2.5 日前）にあたる平成 13 年 8 月 4 日であり、当然、事故直前の車両価値として加算されるべきものである。
- 以上の根拠から、御社の提示する「全損」という扱いを不適と判断する。私としては支払額云々よりも、被害車両を速やかに修理しその代金をお支払いいただくよう求めたい。

以上